

沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱（仮称）骨子（案）

1 制度の名称

沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度

2 制度の趣旨

この要綱は、沖縄県差別のない社会づくり条例（令和5年3月31日条例第13号）及び沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）の理念に基づき、全ての県民がその個性や能力を十分に発揮し、個人の尊厳と多様性が尊重される社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

3 定義

「パートナーシップ」の定義を「互いを人生のパートナーとして、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者の関係」とします。

「ファミリーシップ」の定義を「パートナーシップにある者とその双方又は一方と生計を一にする子（養子を含む。）、親等の近親者その他知事が適当と認める者（以下「近親者等」という。）を含めた家族の関係」とします。

4 届出をすることができる方

(1)から(6)の要件を全て満たしている必要があります。お二人の戸籍上の性別、性的指向、性自認は問いません。婚姻していない事実婚のカップルも届出ができることとします。

- (1) 双方がパートナーシップ関係にあること。
- (2) 成年に達していること。
- (3) 少なくともいずれか一方が、県内に住所を有し、又は3か月以内に県内への転入を予定していること。
- (4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む）がないこと。ただし、共に届出をしようとする者同士が事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。
- (5) 当該届出に係るパートナー以外の者との間に現にパートナーシップ関係がないこと。
- (6) 当該届出に係るパートナーと直系血族もしくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、パートナーシップに基づく養子縁組による場合を除く。

5 子や親等の近親者に関する記載

届出者が希望する場合、近親者等も含めて届け出ることができることとします。その場合、県が交付する書類に近親者等の氏名と生年月日を記載することができることとします。

届出日において15歳以上の近親者等の場合、同意書の提出を求めることとします。

15歳以上の近親者等の場合、県が交付する書類から自分の氏名等を削除するよう申し立てることができることとします。

6 届出に必要な主な書類

(1) 届出者全員に以下の書類の提出を求めることとします。

- ①パートナーシップ・ファミリーシップ届出書

②住民票の写し又は住民票記載事項証明書

③独身証明書又は戸籍抄本

(2) 届出者全員に以下の書類を対面の場合は提示、郵送の場合は写しの提出を求めるとします。

・本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの等）

(3) 近親者等も含めて届け出る場合は、以下の書類の提出を求めるとします。

①近親者等との関係性を確認できる書類（住民票の写しや戸籍抄本等）

②生計が同一であることを確認できる書類

③届出日において15歳以上の近親者等の場合、近親者等の記載に関する同意書

(4) 通称名の記載を希望する場合は、以下の書類の提出を求めるとします。

・社員証、郵便物その他日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類又はその写し

7 書類の提出方法

郵送又は持参とします。郵送の場合、本人確認書類の写しを郵送により提出し、オンライン上で本人確認を行うこととします。

8 通称名の使用

届出書に通称名を使用することができることとします。ただし、知事が指定する箇所においては、戸籍上の氏名を記載しなければならないこととします。

9 県が交付する書類

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書

要件を満たしていると認めるときは、届出者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書（以下「受理証明書」という。）を交付することとします。

届出者がお二人とも転入予定者である場合は、転入予定者受付票を交付し、転入後に、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出があったときに、受付票と引き換えに受理証明書を交付するものとします。

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載内容証明書

受理証明書の交付を受けた者のうち、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載内容証明書（以下「記載内容証明書」という。）の交付を希望する者は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載内容証明書交付申請書を提出することにより、記載内容証明書の交付を受けることができることとします。

受理証明書が届出したお二人用なのに対し、記載内容証明書は、行政・民間サービスを利用するとき等、第三者にパートナーシップの届出をしている事実を証明する必要がある場合に活用いただくことを想定しています。

10 手続きの流れ

(1) 郵送の場合

届出者が県に必要書類を郵送し、県が届出内容の確認とオンライン上での本人確認を行い、要件を満たしていることを認めるときは、受理証明書等を簡易書留等により郵送することとします。

(2) 対面（持参）の場合

届出者が県に事前予約を行い、予約した日時に本人確認と届出内容の確認を行い、要件を満たしていることを認めるときは、受理証明書等を簡易書留等により郵送することとします。

11 届出後に必要な手続き

- (1) 紛失、毀損、汚損等により受理証明書の再交付を希望するとき
パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書再交付申請書を提出することとします。
- (2) 住所、氏名その他届出書類の記載事項に変更があったとき
パートナーシップ・ファミリーシップ事項変更届を届け出ることとします。
- (3) パートナーシップ関係にある者のうち、いずれか一方が死亡したとき
パートナーシップ・ファミリーシップ事項変更届を届け出ることとします。届出があったときは、死亡した日を記載した受理証明書を交付するものとします。
- (4) 届出の要件を満たさなくなったときや届出が無効になったとき
パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書返還届を届け出た上で、受理証明書を返還することとします。
- (5) 受理証明書に氏名等を記載された 15 歳以上の近親者等が氏名等を削除したいとき
パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書に関する申立書を提出することとします。申立書の提出があったときは、届出者に対し、受理証明書の返還を求めるとともに、記載された近親者等の氏名等を削除した受理証明書を交付することとします。

12 無効となる届出

以下に該当する届出は、無効とします。

- (1) 届出書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 受理証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき。

13 個人情報の取扱い

要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとします。

14 他の自治体との連携

沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度の普及に向けて、県内の市町村及び県外の自治体との連携を推進します。

沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度に類する制度を実施する県内の市町村が交付したパートナーシップ・ファミリーシップの届出を証する書類については、沖縄県の行政において、受理証明書とみなすこととします。